

説 明 書

業務名：一橋大学（国立）兼松講堂天井耐震等改修設計業務

国立大学法人一橋大学

説明書

兼松講堂天井耐震等改修設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る平成 29 年度補正予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

本業務は「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」運用指針（平成 8 年 6 月 17 日事務次官等会議申合せ）記 4 に定める調達の対象外である。

記

- 1 公示日 平成 30 年 1 月 25 日（木）
- 2 発注者 国立大学法人 一橋大学学長 蓼 沼 宏 一
- 3 担当部署 〒186-8601 東京都国立市中 2-1
国立大学法人一橋大学財務部経理調達課
電話 042-580-8077
- 4 業務概要
 - (1) 業 務 名 一橋大学（国立）兼松講堂天井耐震等改修設計業務
 - (2) 業 務 内 容 兼松講堂の非構造部材（吊り天井及び照明器具等）の耐震改修及びステージ改修実施設計業務
ただし、本施設は登録有形文化財であるため、既存の天井・シャンデリア（意匠を含む）を活用すること。
※意匠上を改修する場合は必要最低限とし、現状復旧をすること。
 - (3) 履 行 期 限 契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 30 日（金）までとする。
ただし、財政法の定めによる承認を得た場合は、平成 30 年 6 月 15 日（金）まで延長する予定である。
 - (4) 業務の詳細説明 別紙「設計業務委託特記仕様書」のとおり
- 5 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり
- 6 受注資格の喪失
本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。

7 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 文部科学省における平成 29・30 年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 経営状況が健全であること。
- (3) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (4) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (5) 東京都、山梨県、埼玉県、千葉県又は神奈川県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

8 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 担当予定技術者の能力〔審査のウェイトは 10 分の 6.5〕
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力〔審査のウェイトは 10 分の 3.5〕
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績

9 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 担当予定技術者の能力〔審査のウェイトは 42 分の 6.5〕
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力〔審査のウェイトは 42 分の 3.5〕
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- (3) 業務の実施方針〔審査のウェイトは 42 分の 8〕
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、
技術者配置計画の妥当性
- (4) 課題についての提案〔審査のウェイトは 42 分の 24〕
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

10 公示の写し 別紙のとおり

11 契約書作成の要否等 要 別紙「設計業務委託契約書(案)」により契約書を作成する。

12 支払条件 委託報酬は 1 回に支払う。

13 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記 7 (1) に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記 1 6 (2) ①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法等
 - ① 提出期限 平成 30 年 2 月 7 日(水) 17 時 00 分 ただし、行政機関の休日に関

する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は受け付けない。

- ② 提出場所 記 3 に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。
- ④ 提出部数 参加表明書（表紙）1 部、技術資料 6 部（文部科学省における平成 29・30 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者登録申請書類受領書のコピー 1 枚を含む。）

14 提出要請者の選定

- (1) 参加表明者が、記 7 に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記 13(2)①の提出期限の日を基準日として行う。ただし、記 7 (1)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記 16(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。
- (2) 記 7 に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記 8 に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を選定する。
- (3) (2)の選定の結果は、提出要請者を閲覧及び掲示により公表するとともに、書面により通知する。
- (4) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧開始 平成 30 年 2 月 19 日（月）から ただし、休日は行わない。
 - ② 閲覧場所 記 3 に同じ
 - ③ 閲覧時間 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

15 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 平成 30 年 2 月 28 日（水） 17 時 00 分 ただし、休日は受け付けない。
 - ② 提出場所 記 3 に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。
 ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 回答期限 15(2)①の日の翌日から起算して 10 日以内に回答する。
 - ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

16 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記 14(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出する

ことができる。

(2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 平成 30 年 3 月 7 日（水）17 時 00 分 ただし、休日は受け付けない。
- ② 提出場所 記 3 に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。
- ④ 提出部数 技術提案書 1 部、技術資料 6 部

(3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

17 技術提案書の特定

- (1) 技術提案者が、記 7 に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記 16(2)①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 記 7 に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記 9 に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。
- (3) (2)の特定の結果は、平成 30 年 3 月 15 日（木）までに書面で通知するとともに、特定した技術提案書（参加表明書を含む。）及び技術提案書が特定された者を閲覧により公表する。
- (4) 閲覧の開始及び場所
 - ① 閲覧開始 平成 30 年 3 月 15 日（木）から ただし、休日は行わない。
 - ② 閲覧場所 記 3 に同じ
 - ③ 閲覧時間 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

18 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
 - ① 提出期限 平成 30 年 3 月 27 日（火）17 時 00 分 ただし、休日は受け付けない。
 - ② 提出場所 記 3 に同じ
 - ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法
 - ① 18(2)①の提出期限の日の翌日から起算して 10 日以内に回答する。
 - ② 質問回答書を郵送する。

19 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。

(2) 質問書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 平成30年3月27日(火)17時00分 ただし、休日は受け付けない。
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る。)すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受け付けない。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

- ① 回答期限 19(2)①の日の翌日から起算して7日以内に回答する。
- ② 回答方法 記3に置いて閲覧する。10時00分から17時00分まで

20 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
 - ① 同一の者が単体又は設計共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力設計事務所になっている場合は、当該参加表明は全て無効とする。
 - ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
 - ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
 - ア 別紙の「参加表明書作成要領」又は「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
 - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は返却しない。ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。

- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、「政府調達に関する苦情の処理手続き」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府苦情処理検討委員会に対して再苦情の申し立てを行うことが出来る。
- (14) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。